

土地区画整理法第 76 条許可申請について

◆土地区画整理事業区域内の建築行為について

土地区画整理事業の区域内では土地区画整理法第 76 条により、**換地処分公告（本換地）があるまで**は、建築行為等が制限されます。下記の行為を行うときは、あらかじめ市長の許可が必要です。（申請から許可書が交付されるまで約 2 週間）

◇土地の形質の変更

＊切土、盛土など

◇建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

＊建築物：専用住宅、共同住宅、店舗、物置、車庫(カーポート)など

＊工作物：フェンス、塀、土留めなどの外構や舗装、基礎、記念碑など

◇移動の容易でない物件の設置又はたい積

＊資材など

＊その他、建築基準法等の関係法令及び地区計画等について別途確認が必要です。

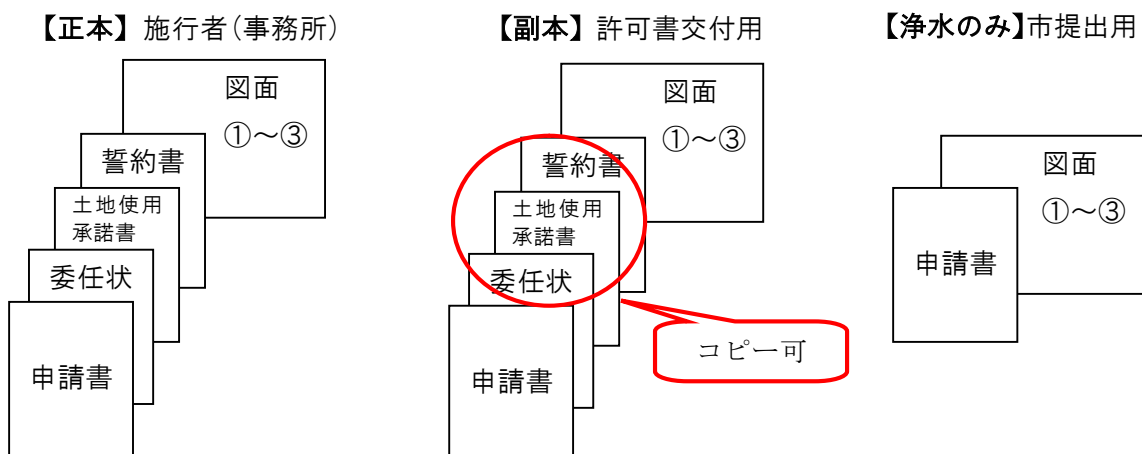
(注)行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として個人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止（他の法律に定める場合を除く。）していますので、ご注意ください。

◆申請に必要な書類及び部数

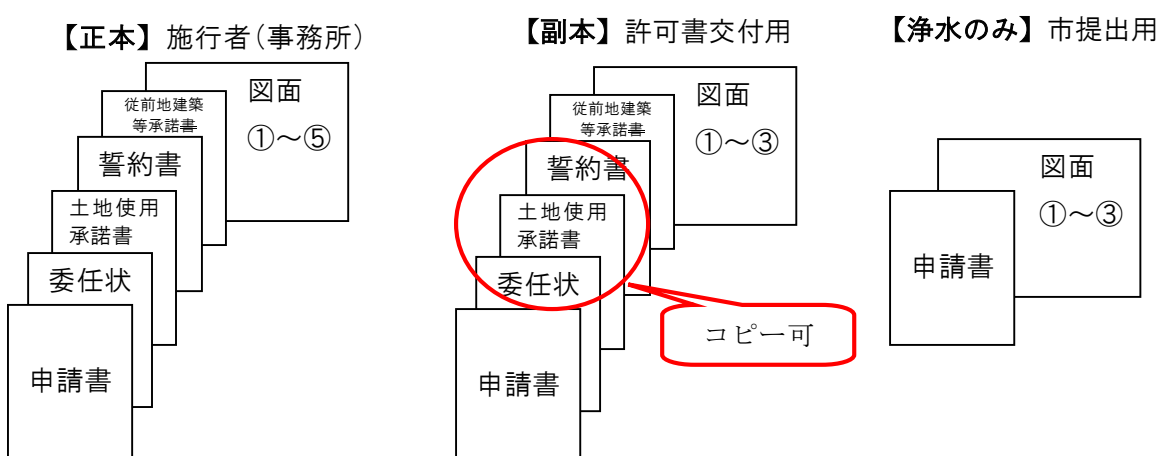
1	許可申請書	3 部（土橋、花園は 2 部）
2	委任状（代理人が申請される場合）	2 部（正本 1 部、副本 1 部）
3	誓約書	2 部（正本 1 部、副本 1 部）
4	土地使用承諾書 （土地所有者（全員）と申請者が異なる場合）	2 部（正本 1 部、副本 1 部）
5	添付図面	3 部（土橋、花園は 2 部）
	①付近見取図 ②仮換地ブロック図（仮換地指定前は公図） 敷地の面積、境界線の距離が明示されていない場合は、仮換地証明書、原子画地表、画地出来形測量図で代用のこと。 ③配置図（縦横断図併記のこと）※建築物等の確認申請図面の流用可 ④平面図 ⑤立面図 ※その他必要とされる図面、資料等がある場合は添付すること。 ※土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書記載要領を参照 ※付近見取図に使用する仮換地案内図及び仮換地ブロック図又は仮換地証明書、原子画地表、画地出来形確認測量図については各窓口で複写(200 円)できます。 ※不明な点がある場合は、事前に各窓口にご確認ください。	

◆申請書作成の例

1 使用収益開始後（造成完了後）の場合



2 使用収益開始前（造成完了前）の場合



◆その他

- 使用収益開始前（造成完了前）の画地は、許可できない場合があります。必ず事前に各事務所へ御相談ください。
- 供給処理施設引込管等（上水道・下水道・ガス・電気・電話）の宅地内への引込みは、各企業者及び指定工事店に御相談ください。使用者御自身が依頼して手続き等を行い、使用に伴う諸費用も含めて使用者の負担となります。
特に、電気・電話につきましては、中部電力(株)及び NTT 等が効率等を考慮して建柱計画を立案し、計画に基づいて電柱及び支線等の設置を行っておりますが、街区によっては、現段階で電柱及び支線等の設置がされていない宅地もあるため、住宅等を建築する場合は電柱の設置の有無を確認して、事前に中部電力(株)及び NTT 等に御相談ください。